

温泉法の一部改正の概要

1. 目的の改正

従来目的である「温泉の保護」「利用の適正」に加え、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」を目的に追加。

(目的)

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 温泉の採取に伴う災害の防止

(1) 温泉の採取の許可制の新設

- 温泉の採取を都道府県知事の許可制とする。ただし、可燃性天然ガスが発生しない温泉（(2)の確認を受けたもの）は、許可を要しない。

(温泉の採取の許可)

第十四条の二 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき

二～四 (略)

(2) 災害防止措置が必要ない旨の確認

- 温泉の採取を行う者は、災害防止措置が必要ない旨の都道府県知事の確認を受けることができる。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

(3) その他

- 災害防止措置の実施を確保するため、技術基準を遵守しなかった場合の許可取消し、措置命令等が規定されている。

3. 温泉の掘削に伴う災害の防止

- 温泉の掘削許可の基準として、「可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準への適合」を追加。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四～六 (略)

4. 施行期日、経過措置

公布日（平成19年11月30日）から1年以内で政令で定める日から施行。

(1) 温泉の採取について

- 公布日から9月以内で政令で定める日から、「災害防止措置が必要ない旨の確認」の手続を開始。
- 施行日までに既に採取を行っていた場合（既存施設）は、施行日から6月後（※）までに許可又は確認を受ければよい。
※ 技術基準において、この日までに対策を完了できない場合に対応するための経過措置を設ける予定。

(2) 温泉の掘削について

- 施行日までに掘削申請していた場合、改正法の規定は適用されない。